桜川市ふるさと応援寄附金事業

返礼品募集要領

桜川市総合戦略部ヤマザクラ課

１　目的

　ふるさと納税制度を活用し、魅力的で住みやすいまちづくりを実施すると共に、桜川市の特産品等のＰＲや販路拡大を実現するために、寄附者へのお礼の品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「提供事業者」という。）を、本要領に基づき募集します。

２　ふるさと納税制度の概要

　自分が生まれ育ったまちや、かかわりの深いまち、応援したいと思うまちへ寄附を行った場合、 寄附金のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度です。

３　提供事業者のメリット

（１）返礼品として寄附者から選ばれることで、売り上げに繋がります。

※決済手数料や郵送料等の経費は、原則市が負担します。

（２）全国の方々がアクセスするふるさと納税ポータルサイトへ掲載しますので、自社のPRに繋がります。※店舗型を除く

※返礼品の発送にあたり、自社製品のパンフレット等を同封することも可能です。

（３）サイト掲載や情報更新、商品プロモーションは市（業務代行事業者）が行いますので、煩わしいサイト管理の必要がありません。掲載のための手数料も市が負担します。

※数量限定やテストマーケティングにもふるさと納税を活用できます。

（４）寄附が集まることで、市の各種事業展開に貢献できます。

※寄附額の８０％が地域に還元される仕組みとなっています。

（５）役務提供事業者については、ふるさと納税の導入により、決済の選択肢が増加することで、寄附者の利便性が向上し、利用者数の増加が期待できます。

４　提供事業者の要件

　次の要件をすべて満たしていることが必要です。

（１）各種法令等を遵守し、事業を行っていること。

（２）桜川市内で栽培、製造、加工、販売、サービス等を行っていること。

（３）事業者は桜川市の税について滞納がないこと。

（４）代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

（５）本要領の趣旨に賛同し、責任を持った対応が可能な事業者であること。

（６）桜川市がふるさと応援寄附金事業業務の一部（返礼品の登録管理、発注・発送管理等）を委託する業務代行事業者と、直接、紳士的に業務を行うことができること。

（７）その他、桜川市が必要と認める要件を満たした事業者。

５　提供事業者の業務

（１）桜川市または業務代行事業者からの発注等に基づき、寄附者への返礼品の提供事務を行うこと。

（２）返礼品等に対する苦情や発送事故があった場合は、誠意をもって丁寧に対応するとともに、速やかに桜川市または業務代行事業者へ報告を行うこと。

（３）返礼品の生産状況や在庫状況など、返礼品を発送するために必要な情報について、桜川市または業務代行事業者に報告を行うこと。

（４）返礼品として提供される商品やサービスについて、サイト等へ掲載するための材料（画像・PRコメント等）を提供すること。

（５）その他、ふるさと応援寄附金事業の返礼品発送等のために必要と認められる業務。

※寄附者の個人情報は返礼品送付の目的にのみ使用し、第三者に漏洩してはならない。この規定は本事業終了も継続する。

また、提供事業者の責めに帰する理由により個人情報が漏えいする等、市または第三者に損害を与えたときは 賠償責任を負うものとする。

６　募集する返礼品

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

（１）※地場産品であること。

（２）資産性の低いもの。

（３）桜川市の魅力発信につながる要素を持つ返礼品であること。

（４）品質及び数量の面において、安定供給が可能であること。

　※期間限定、数量限定、季節限定等については供給可能な範囲で登録することができる。

　　返礼品登録の際や状況に応じて、市や業務代行事業者に報告すること。

（５）返礼品の発注に対して、速やかに発送等の対応が可能なもの。

　※返礼品の受付開始時期や発送可能時期など、必要な情報はあらかじめ桜川市または業務代行事業者へ申し出ること。また、返礼品の説明にその旨を明示すること。

（６）食料品については，発送手段等を考慮の上、発送日から概ね７日以上の消費期限が確保されていること。

　　ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、商品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整するなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、生花等時間の経過により利用価値が著しく損なわれるものについても同様の配慮を行うこと。

（７）役務（サービス）の場合は、市内で提供されるものであること、もしくは市外で提供されるものであっても当該サービスの主要な部分が桜川市に相当程度関連性があること。また、利用にあたっての申請方法等が確立し、寄附者との調整が十分に行える体制が整っているとともに、利用期限のあるサービスについては、利用券・チケット等の送付後、概ね１年以上利用可能なものであること。

（８）ふるさと納税に関する法令や総務省通知の趣旨に反する内容でないこと。

７　申込方法

　電子メールで提出してください。必要に応じて郵送等でも受け付けますが、写真はデータで提出してください。

※提出ファイルの総容量は５ＭＢ未満とし、５ＭＢを超える場合は，添付ファイルを複数の電子メールに分けて送信するなど、１つの電子メールに添付するファイルの容量が５ＭＢ未満になるよう調整してください。なお、返礼品等の品目ごとに申請書を作成する必要があります。

（１）桜川市ふるさと応援寄附金事業返礼品提供申込書

　　　本要領に同意のうえ、提出してください。

（２）返礼品提案書

　　　返礼品の価格（税込み）や必要な情報、商品説明（PR）等を記入してください。

　　　返礼品の価格によって、寄附の価格帯が決定されます。あらかじめ設定された寄附額価格帯の中で、返礼品の価格が寄附額の30％以下になるように割り振られます。

（３）出荷サプライヤーシート

　　　配送業者（ヤマト運輸）が必要な情報（温度帯や集荷場所、商品サイズ等）を記入してください。店舗型ふるさと納税は不要となります。

（４）返礼品の写真データ

　　　・１点以上５点以下

　　　・画像データ（jpgなど）で提出

　　　・画像データは、概ね２MB以下でお願いします。

　　　・ふるさと応援寄附金ポータルサイト等で使用します。寄附者が返礼品をイメージしやすい写真をお願いします。

　　　・業務代行業者により、提出画像をサムネイル画像に加工する場合がございます。

８　応募期間

　随時受付を行います。

７に記載された提出書類がすべてそろった時点での受付になります。

　受付後、返礼品として登録されるまで、1か月程度かかります。

９　返礼品の決定

　市は、４及び６に定める要件に基づき、返礼品の内容及び安全性等を審査し、返礼品を決定します。

１０　返礼品発送に係る事務フロー

寄附者　　　　　　　桜川市　　　　　　　宅配業者　　　　　　提供事業者

　　　　　　　　　（業務代行事業者）

③発送伝票

配布

①寄附・返礼品の選択

④発送伝票確認、返礼品準備（包装）

②返礼品発注

⑤後日集荷

（宅配業者が伺います）

⑥返礼品配送

⓻請求書発行

⑧商品代金

支払い

⓻請求書発行

①寄附者は各種ふるさと納税サイトより寄附を行い、返礼品の選択をします。

②寄附者からの注文を業務代行事業者が週に１回まとめて、宅配業者へ発送伝票作成の依頼をします。

③宅配業者は発送伝票を作成し、提供事業者へ配布します。

④提供事業者は、後日宅配業者が集荷をするので、それまでに商品を梱包し、発送の準備をしてください。

⑤宅配業者が返礼品の集荷をします。

⑥宅配業者は返礼品の発送をします。

※送料は市に請求されます。

⑦当市利用のふるさと納税管理システムより前月分の発送履歴が確認できるため、提供事業者において前月分の請求明細書を発行してください。

⑧提供事業者は請求明細書の内容を確認し、請求を業務代行事業者へ送付してください。

⑨請求書受領後に支払を行います。

※店舗型ふるさと納税の事務フローは別に記載

１１　その他の留意事項

（１）市は、提供事業者及び返礼品が４及び６に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取り消すことがあります。また、情勢上の問題や、市が不利益を被る可能性がある場合は、提供事業者の承諾なく取り扱いを中止する場合があります。

（２）登録された返礼品を変更または辞退する場合は、桜川市ふるさと応援寄附金事業返礼品登録内容変更等申請書を提出してください。写真等の提出が必要になる場合があります。

（３）インターネットＷｅｂサイト及び返礼品カタログ等での掲載順や広報誌等への掲載する返礼品の選定などは市への一任となります。

（４）提供いただいた返礼品の写真データは、市がふるさと納税のＰＲとして行う広告やふるさと納税サイトへの利用をしますので、予めご了承ください。

（５）寄附者へ連絡の際は「桜川市ふるさと納税」の連絡である旨を通知してください。

（６）商品の梱包やパッケージは必ず新品を使用してください。

（７）自然災害等の影響により、例年より出荷数が少ない場合等は事前に連絡をお願いします。また、在庫切れの場合は少し余裕のある段階で連絡をお願いします。

（８）商品自体のトラブルに関しては、製造物責任法に基づき、貴社にご対応いただきます。

（９）返品を受け付けるケースは概ね下記の３点となります。

・到着時点で商品の破損・劣化等商品の変質が認められる場合。

※パッケージの破袋等、明らかに運送会社に非がある場合は市と運送会社とで調整いたします。

・間違った商品を出荷した場合

・原材料、生産地、仕様等いただいた商品情報と実際の商品が異なっていた場合。

上記に該当する場合は、貴社の費用で商品を再出荷していただきます。

（１０）牛肉を取り扱う事業者様へふるさと納税の特典にも「牛トレーサビリティ制度」が適用されます。事業者様責任のもと、個体識別番号の表示等「牛トレーサビリティ制度」を厳守し、健全な対応が必要となります。

（１１）本要領の制定以前の返礼品については、桜川市ふるさと応援寄附金特典品等応募時における特典出品事業者募集要項の内容を本要領に引き継ぐものとします。

（１２）本要領により募集する返礼品は、返礼品提供事業者が業務代行事業者と直接契約を締結する場合は対象外とします。

１２　申込書提出先

〇一般社団法人　地域資源活用推進協会（ARUPA）

　〒830-0062 福岡県久留米市荒木町白口3001番地57 ツインドリーム荒木弐番館102号

　TEL 050-5445-6900　FAX 050-3512-3173

Email [sakuragawa@furusato-g.com](mailto:sakuragawa@furusato-g.com)

〇桜川市役所　総合戦略部ヤマザクラ課

　〒309-1292　桜川市羽田1023番地

　TEL 0296-58-5111　FAX 0296-58-5082

Email yamazakura\_s@city.sakuragawa.lg.jp

【総務省地場産品基準】

（１）市内で生産されたもの

（２）市内で原材料の主要な部分が生産されたもの

（３）市内で製造、加工のうち主要な部分を行い、相応の付加価値が生じているもの

（４）市内で生産されたもので近隣市町村で生産されたものと混在したもの

　　（流通構造上避けられない場合に限る）

（５）市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するもの

（６）複数の返礼品を組み合わせる場合は主要な部分が（１）～（５）のどれかに該当

するもの

（７）市内で提供されるサービスで主要な部分が市に相当程度関連性があるもの

（８）市が都道府県、近隣の市町村と共同で上記（１）～（５）のどれかに該当するものを

　　　共通の返礼品としたもの

（９）都道府県が区域内複数の市町村で地域資源として認識されているもの及び市町村を

認定し、市町村がそれぞれ返礼品とするもの

（１０）災害で被害を受けたことにより上記（１）～（５）が提供できなくなった場合に代

替えとして提供するもの